

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制（第十八条 第十九条の二の二）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて、船舶によりばら積み^{そうみ}の液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙^{そう}の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を含む。）にある施設（以下「海洋施設等」という。）において管理されるものをいう。</p> <p>四十八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八条 第十九条の二の二）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて船舶によりばら積み^{そうみ}の液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙^{そう}の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。</p> <p>四十八（略）</p>

(油濁防止緊急措置手引書)

第七条の二 (略)

2 (略)

3 前条第二項の規定は、第一項の油濁防止緊急措置手引書(第九条の四第七項及び第十九条の三十六において「油濁防止緊急措置手引書」という。)について準用する。

(有害液体汚染防止管理者等)

第九条の四 (略)

2~6 (略)

7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書(以下この条及び第十九条の三十六において「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。)の作成及び備置き又は掲示に代えて、第七条の二第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書(第九条の四第七項及び第十九条の三十六において「油濁防止緊急措置手引書」という。)」とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書(第一項に規定する事項に係る部分に限る。)」とする。

8・9 (略)

(未査定液体物質)

第九条の六 (略)

(油濁防止緊急措置手引書)

第七条の二 (略)

2 (略)

3 前条第二項の規定は、第一項の油濁防止緊急措置手引書(第九条の四第七項及び第十七条の二において「油濁防止緊急措置手引書」という。)について準用する。

(有害液体汚染防止管理者等)

第九条の四 (略)

2~6 (略)

7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書(以下「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。)の作成及び備置き又は掲示に代えて、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書(第九条の四第七項及び第十七条の二において「油濁防止緊急措置手引書」という。)」とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書(第一項に規定する事項に係る部分に限る。)」とする。

8・9 (略)

(未査定液体物質)

第九条の六 (略)

2・3 (略)

4| 何人も、前項の規定による査定が行われた後でなければ、未査定液体物質を船舶により輸送してはならない。

第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制

(海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止)

第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物（以下この条及び第五十五条第一項第五号において「油等」という。）を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油等の排出については、この限りでない。

- 一 海洋施設若しくは航空機の安全を確保し、又は人命を救助するための油等の排出
- 二 海洋施設又は航空機の損傷その他やむを得ない原因により油等が排出された場合において引き続き油等の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油等の排出

2・4 (略)

(海洋施設の油記録簿等)

第十九条 油又は有害液体物質の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。

2・3 (略)

第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

(海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の禁止)

第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 海洋施設若しくは航空機の安全を確保し、又は人命を救助するための油又は廃棄物の排出
- 二 海洋施設又は航空機の損傷その他やむを得ない原因により油又は廃棄物が排出された場合において引き続き油又は廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油又は廃棄物の排出

2・4 (略)

(海洋施設の油記録簿)

第十九条 油の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。

2 前項に規定する海洋施設の管理者は、当該海洋施設における油又は有害液体物質の受入れその他油又は有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。

3 海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該海洋施設の管理者の事務所に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿及び有害液体物質記録簿の様式その他油記録簿及び有害液体物質記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 (略)

2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十一条の三第一項第五号において「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたとみなす。

3 (略)

(油等の排出の通報等)

第三十八条 船舶から次に掲げる油その他の物質(以下この条において「油等」という。)の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交

2 前項に規定する海洋施設の管理者は、当該海洋施設における油の受入れその他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行わなければならない。

3 海洋施設の管理者は、油記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該海洋施設の管理者の事務所に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 (略)

2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十一条の三第一項第六号において「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたとみなす。

3 (略)

(油等の排出の通報等)

第三十八条 船舶から次に掲げる油その他の物質(以下この条において「油等」という。)の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交

通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならぬ。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

二 油の排出（前号に掲げる特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

三・四（略）

2（略）

3 海洋施設等から第一項第一号若しくは第二号に掲げる油の排出又は同項第三号に掲げる有害液体物質等の排出のうち有害液体物質の排出（以下「大量の油又は有害液体物質の排出」という。）があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならぬ。ただし、当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

4 海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあるときは、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該異常な現象が発生した日時及び場所、異常な現象の状況、大量の油又は有害液体物質の排出が生じた場合に海洋の汚染の防

通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならぬ。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの（以下「大量の特定油の排出」という。）

二 油の排出（大量の特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

三・四（略）

2（略）

3 海洋施設その他の施設（陸地にあるものを含む。以下「海洋施設等」という。）から第一項第一号又は第二号に掲げる油の排出（以下この条において「大量の油の排出」という。）があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならぬ。ただし、当該排出された油が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

4 海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋施設等から大量の油の排出のおそれがあるときは、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該異常な現象が発生した日時及び場所、異常な現象の状況、油の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事

止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、大量の油又は有害液体物質の排出が生じた場合に当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと予想されるとき、又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をしたときは、この限りでない。

5 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合には、第一項の船舶内にある者及び第三項の海洋施設等の従業者である者以外の者で当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）は、第一項又は第三項の規定に準じて通報を行わなければならない。ただし、第一項の船舶の船長又は第三項の海洋施設等の管理者が通報を行つたことが明らかなきは、この限りでない。

6 (略)

7 油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がつてゐることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

(大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合の防除措置等)

第三十九条 大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去（以下「排出油等の防除」といふ。）のための応急措置を講じなければならない。

一 当該排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船

長を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、油の排出が生じた場合に当該排出された油が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと予想されるとき、又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をしたときは、この限りでない。

5 大量の油の排出があつた場合には、第一項の船舶内にある者及び第三項の海洋施設等の従業者である者以外の者で当該大量の油の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）は、第一項又は第三項の規定に準じて通報を行わなければならない。ただし、第一項の船舶の船長又は第三項の海洋施設等の管理者が通報を行つたことが明らかなきは、この限りでない。

6 (略)

7 油が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がつてゐることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

(大量の特定油が排出された場合の防除措置等)

第三十九条 大量の特定油の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出された特定油の広がり及び引き続き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去（以下「排出特定油の防除」といふ。）のための応急措置を講じなければならない。

一 当該排出された特定油が積載されていた船舶の船長又は当該排出さ

長又は当該排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた施設の管理者

二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）

2 大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出油等の防除ができると認められるときは、この限りでない。

一・二（略）

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

3（略）

4 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、当該大量の油又は有害液体物質の排出が港内又は港の付近にある船舶から行われたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定により講ずべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して排出油等の防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の船積港であるときは、当該油又は有害液体物質の荷送人

二 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の陸揚港であるときは、当該油又は有害液体物質の荷受人

れた特定油が管理されていた施設の管理者

二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該特定油の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）

2 大量の特定油の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出特定油の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出特定油の防除ができると認められるときは、この限りでない。

一・二（略）

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該特定油の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

3（略）

4 大量の特定油の排出があつた場合において、当該特定油の排出が港内又は港の付近にある船舶から行われたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定により講ずべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して排出特定油の防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該港が当該排出された特定油の船積港であるときは、当該特定油の荷送人

二 当該港が当該排出された特定油の陸揚港であるときは、当該特定油の荷受人

三 当該大量の油又は有害液体物質の排出が船舶の係留中に行われたときは、当該係留施設の管理者

5| 海上保安庁長官は、船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合又は海洋施設の損傷その他の海洋施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋施設からの大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にこれを防止する必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、排出のおそれがある油又は有害液体物質の採取りその他当該大量の油又は有害液体物質の排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該船舶の船長又は船舶所有者

二 当該海洋施設の管理者又は設置者

第三十九条の二 海上保安庁長官は、大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずる現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じ、又はその海域を航行する船舶の航行を制限することができる。

(排出特定油の防除のための資材)

第三十九条の三 次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去(第三十九条の五において「排出特定油の防除」という。)のための措置を講ずることができるよう、国土交通省令で定めるところによ

三 当該特定油の排出が船舶の係留中に行われたときは、当該係留施設の管理者

第三十九条の二 海上保安庁長官は、大量の特定油の排出があつた場合において、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要があると認められるときは、当該措置を講ずる現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じ、又はその海域を航行する船舶の航行を制限することができる。

(排出特定油の防除のための資材)

第三十九条の三 次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、当該排出特定油の防除のための措置を講ずることができるよう、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶若しくは施設内又は国土交通省令で定める場所にオイルフェンス、薬剤その他の資材を備え付けておかなければなら

り、当該船舶若しくは施設内又は国土交通省令で定める場所にオイルフ
ェンス、薬剤その他の資材を備え付けておかなければならない。ただし
、第一号に掲げる船舶にあつては、港湾その他の国土交通省令で定める
海域を航行中である場合に限る。

一〇三（略）

（特定油以外の油及び有害液体物質の防除のための資材等）

第三十九条の五 油（特定油を除く。以下この条において同じ。）又は有
害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、当該
船舶が常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて油又
は有害液体物質の排出があつたならば海洋が著しく汚染されるおそれか
ある海域として国土交通省令で定める海域を、当該船舶に貨物として油
又は有害液体物質を積載して航行させるときは、国土交通省令で定める
ところにより、当該船舶の所在する場所へ速やかに到達することができ
る場所その他の国土交通省令で定める場所に、排出油等の防除（排出特
定油の防除を除く。以下この条において同じ。）のために必要な資材を
備え付け、機械器具を配備し、及び排出油等の防除に關し必要な知識を
有する要員を確保しておかなければならない。

（廃棄物等の排出があつた場合の防除措置等）

第四十条 海上保安庁長官は、廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を
除く。以下この条及び第四十一条の二第二号において同じ。）の排出に
より、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は
汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及
ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物
を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の

ない。ただし、第一号に掲げる船舶にあつては、港湾その他の国土交通
省令で定める海域を航行中である場合に限る。

一〇三（略）

（油、有害液体物質、廃棄物等が排出された場合の防除措置）

第四十条 海上保安庁長官は、排出された油、有害液体物質、廃棄物その
他の物（特定油を除く。以下この条及び第四十一条の二第二号において
同じ。）により海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障
害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要
があると認められる場合においては、当該汚染の原因となつた油、有害
液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、国土交

船舶所有者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等)

第四十条の二 次の各号に掲げる者は、国土交通省令で定める技術上の基準に従い、当該各号の施設又は当該係留施設を利用する船舶から油又は有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該施設内にある者その他の者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内(当該施設内に備え置き、又は掲示することが困難である場合にあつては、当該施設の管理者の事務所)に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

- 一 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油又は有害液体物質で国土交通省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者

二 (略)

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる者が、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成又は備置き若しくは掲示をしていないと認めるときは、その者に対し、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、又は備え置き、若しくは掲示すべきことを命ずることができる。

3 第一項各号の施設の管理者は、同項の油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち

通省令で定めるところにより、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書)

第四十条の二 次の各号に掲げる者は、国土交通省令で定める技術上の基準に従い、当該各号の施設又は当該係留施設を利用する船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該施設内にある者その他の者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内(当該施設内に備え置き、又は掲示することが困難である場合にあつては、当該施設の管理者の事務所)に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

- 一 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油で国土交通省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者

二 (略)

2 海上保安庁長官は、前項各号に掲げる者が、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書の作成又は備置き若しくは掲示をしていないと認めるときは、その者に対し、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書を作成し、又は備え置き、若しくは掲示すべきことを命ずることができる。

3 第一項各号の施設の管理者は、同項の油濁防止緊急措置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行うものに

油又は有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならぬ。

(海上保安庁長官の措置に要した費用の負担)

第四十一条 海上保安庁長官は、第三十九条第一項から第三項まで及び第五項並びに第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認める場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、当該排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、これらの物が管理されていた海洋施設等の設置者又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に負担させることができる。ただし、異常な天災地変その他の国土交通省令で定める事由により、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物が排出されたとき、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれが生じたとき又は船舶が沈没し、若しくは乗り揚げたときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗り揚げにつき責めに任ずべき者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

周知させなければならぬ。

(海上保安庁長官の措置に要した費用の負担)

第四十一条 海上保安庁長官は、第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、当該排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有者又はこれらの物が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、異常な天災地変その他の国土交通省令で定める事由により、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物が排出されたときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出につき責めに任ずべき者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

(関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請)

第四十一条の二 海上保安庁長官は、次に掲げる場合において、特に必要があるとき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体(港務局を含む。)の長その他の執行機関(以下「関係行政機関の長等」という。)に対し、政令で定めるところにより、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の採取又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

一 第三十九条第一項から第三項まで及び第五項並びに第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

二 本邦の領海の外側の海域にある政令で定める外国船舶(以下この号及び第四十二条の二十六第二項において「特定外国船舶」という。)から大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合又は特定外国船舶からの排出に係る第四十条に規定する場合であつて、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者若しくは当該特定外国船舶から廃棄物その他の物を排出したと認められる者が海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

(関係行政機関の長等の措置に要した費用の負担)

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請)

第四十一条の二 海上保安庁長官は、次に掲げる場合において、特に必要があるとき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体(港務局を含む。)の長その他の執行機関(以下「関係行政機関の長等」という。)に対し、政令で定めるところにより、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

一 第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

二 本邦の領海の外側の海域にある政令で定める外国船舶(以下この号及び第四十二条の二十六第二項において「特定外国船舶」という。)から大量の特定油の排出があつた場合又は特定外国船舶からの排出に係る第四十条に規定する場合であつて、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者若しくは当該特定外国船舶から油、有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者が海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

(関係行政機関の長等の措置に要した費用の負担)

第四十一条の三 関係行政機関の長等は、前条第一号に掲げる場合において、同条の規定により海上保安庁長官が要請した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該措置に係る排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、これらの物が管理されていた海洋施設等の設置者又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2}8 (略)

(油又は有害液体物質による著しい汚染の防除のための財産の処分)

第四十二条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の油又は有害液体物質により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与え、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出油等の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された油又は有害液体物質が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された油又は有害液体物質を焼却するほか、当該排出された油又は有害液体物質のある現場付近の海域にある財産の処分をすることができる。

(危険物の排出があつた場合の措置)

第四十二条の二 危険物の排出（海域の大気中に流すことを含む。以下この条、第四十二条の四の二、第四十二条の五第一項、第四十二条の八及

第四十一条の三 関係行政機関の長等は、前条第一号に掲げる場合において、同条の規定により海上保安庁長官が要請した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該措置に係る排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有者又はこれらの物が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2}8 (略)

(特定油による著しい汚染の防除のための財産の処分)

第四十二条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の特定油により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与え、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出特定油の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出特定油の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された特定油が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された特定油を焼却するほか、当該排出された特定油のある現場付近の海域にある財産の処分をすることができる。

(危険物が排出された場合の措置)

第四十二条の二 危険物の排出（海域の大気中に流すことを含む。以下この条、第四十二条の五第一項、第四十二条の八及び第四十二条の九第一

び第四十二条の九第一項において同じ。)があつた場合において、当該排出された危険物の海上火災が発生するおそれがあるときは、次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、危険物の排出があつた日時及び場所、排出された危険物の量及び広がり状況並びに排出された危険物が積載されていた船舶又は管理されていた海洋危険物管理施設(海域に設けられる工作物で危険物を管理するものをいう。以下同じ。)その他の施設(陸地にあるものを含む。)に関する事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならぬ。ただし、第三十八条第一項から第五項までの規定又は石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、引き続き危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生防止その他の海上災害の発生防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第一項第一号の船舶の船舶所有者又は同号の施設の設置者

二 前号に掲げる者のほか、その業務に関し当該危険物の排出の原因となる行為をした者の使用者(当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者)

(海上火災が発生した場合の措置)

第四十二条の三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大

項において同じ。)があつた場合において、当該排出された危険物の海上火災が発生するおそれがあるときは、次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、危険物の排出があつた日時及び場所、排出された危険物の量及び広がり状況並びに排出された危険物が積載されていた船舶又は管理されていた海洋危険物管理施設(海域に設けられる工作物で危険物を管理するものをいう。以下同じ。)その他の施設(陸地にあるものを含む。)に関する事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならぬ。ただし、第三十八条第一項から第五項までの規定又は石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(海上火災が発生した場合の措置)

第四十二条の三 (略)

2 (略)

を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第一項第一号又は第二号の船舶の船舶所有者

二 第一項第一号又は第二号の施設の設置者

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該海上火災の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

（危険物の排出のおそれがある場合の措置）

第四十二条の四の一 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合又は海洋危険物管理施設の損傷その他の海洋危険物管理施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の排出が生じるおそれがあるときは、当該船舶の船長又は当該海洋危険物管理施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難又は異常な現象が発生した日時及び場所、海難又は異常な現象の状況、危険物の排出が生じた場合に海上災害の発生の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項までの規定又は石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため、緊急に当該危険物の排出を防止する必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険物の採取りその他当該排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 当該船舶の船長又は船舶所有者
- 二 当該海洋危険物管理施設の管理者又は設置者

第四十二条の八 海上保安庁長官は、油、有害液体物質若しくは危険物の排出又は海上火災による船舶交通の障害の発生により、当該障害の発生した海域の周辺の海域において船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合であつて、緊急に船舶交通の危険を防止する必要があると認めるときは、当該周辺の海域を航行する船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。

(業務の範囲)

第四十二条の二十五 センターは、第四十二条の十五の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の二十七の規定により徴収すること。
- 二 船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三丁九 (略)

(センターに対する指示)

第四十二条の二十六 海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は同項の

第四十二条の八 海上保安庁長官は、特定油若しくは危険物の排出又は海上火災による船舶交通の障害の発生により、当該障害の発生した海域の周辺の海域において船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合であつて、緊急に船舶交通の危険を防止する必要があると認められるときは、当該周辺の海域を航行する船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。

(業務の範囲)

第四十二条の二十五 センターは、第四十二条の十五の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出特定油の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の二十七の規定により徴収すること。
- 二 船舶所有者その他の者の委託により、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去(第四十三条の五及び第四十三条の六において「排出油の防除」という。)、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三丁九 (略)

(センターに対する指示)

第四十二条の二十六 海上保安庁長官は、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は

規定により措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があり、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認めるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

(センターの措置に要した費用の負担)

第四十二条の二十七 センターは、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 国は、センターが前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターに対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同法第二条第六号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に

同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認められるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の特定油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認められるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

(センターの措置に要した費用の負担)

第四十二条の二十七 センターは、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された特定油が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された特定油が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 国は、センターが前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターに対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染のうち特定油に係るもの防除のための措置であつて、同法第二条第六号ロに規定する措置（次号において「油濁損害

該当しないものに限る。)に要した費用

二 (略)

3 (略)

(排出油等防除計画)

第四十三条の五 海上保安庁長官は、海上保安管区の区域その他の事情を考慮して国土交通省令で定める海域ごとに、油又は有害液体物質が著しく大量に排出された場合における排出油等の防除に関する計画(以下「排出油等防除計画」という。)を作成するものとする。

2 排出油等防除計画は、前項の国土交通省令で定める海域に係る次の事項について定めるものとする。

一 油又は有害液体物質が著しく大量に排出された場合における海洋の汚染の想定に関すること。

二 前号の場合における排出油等の防除のために必要な油回収船その他の船舶、機械器具及び資材の整備の目標に関すること。

三 第一号の場合における排出油等の防除のための関係行政機関、関係地方公共団体、船舶所有者の団体その他の関係者との連絡及び情報の交換に関すること。

四 第一号の場合における排出油等の防除及びこれに伴う危険の防止に関すること。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油等防除計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。これを修正しようとするときも、同様とする。

4 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油等防除計画を作成したときは、速やかに、これを前項に規定する者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。これを修正したときも、同様とする。

防止措置」という。)に該当しないものに限る。)に要した費用

二 (略)

3 (略)

(排出油防除計画)

第四十三条の五 海上保安庁長官は、海上保安管区の区域その他の事情を考慮して国土交通省令で定める海域ごとに、油が著しく大量に排出された場合における排出油の防除に関する計画(以下「排出油防除計画」という。)を作成するものとする。

2 排出油防除計画は、前項の国土交通省令で定める海域に係る次の事項について定めるものとする。

一 油が著しく大量に排出された場合における海洋の汚染の想定に関すること。

二 前号の場合における排出油の防除のために必要な油回収船その他の船舶、機械器具及び資材の整備の目標に関すること。

三 第一号の場合における排出油の防除のための関係行政機関、関係地方公共団体、船舶所有者の団体その他の関係者との連絡及び情報の交換に関すること。

四 第一号の場合における排出油の防除及びこれに伴う危険の防止に関すること。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油防除計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。これを修正しようとするときも、同様とする。

4 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油防除計画を作成したときは、速やかに、これを前項に規定する者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。これを修正したときも、同様とする。

(排出油等の防除に関する協議会)

第四十三条の六 管区海上保安本部長、タンカー又は有害液体物質を輸送する船舶の船舶所有者、油又は有害液体物質の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の国土交通省令で定める海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域ごとに、共同して次の事項を行う協議会を組織することができる。

- 一 当該海域における排出油等の防除に関する自主基準の作成
 - 二 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
 - 三 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - 四 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- 2 前項の協議会は、当該協議会が組織された海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べることができる。

(報告の徴収等)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十九条の三各号に掲げる者、特定タンカー若しくは第三十九条の五に規定する船舶の船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の排出油等の防除のために必要な機械器具の配備、排出油等の防除に關し必要な知識を有する要員の確保又は同項の油濁防止緊急措置手引書若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に關し報告をさせることができる。

(排出油の防除に関する協議会)

第四十三条の六 管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者、油の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の国土交通省令で定める海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域ごとに、共同して次の事項を行う協議会を組織することができる。

- 一 当該海域における排出油の防除に関する自主基準の作成
 - 二 排出油の防除に関する技術の調査及び研究
 - 三 排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - 四 その他排出油の防除に関する重要事項の協議
- 2 前項の協議会は、当該協議会が組織された海域に係る排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べることができる。

(報告の徴収等)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十九条の三各号に掲げる者、特定タンカーの船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の配備又は同項の油濁防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に關し報告をさせることができる。

5 7 (略)

8 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に規定する船舶若しくは施設若しくは同条の国土交通省令で定める場所又は第三十九条の四第一項の油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の所在する場所若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材又は油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の機械器具を検査させることができる。

9 10 (略)

(権限の委任)

第五十三条 この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長又は管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方整備局の事務所の長、開発建設部の長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者
- 二 第九条の二第一項(第九条の六第一項において準用する場合を含む)

5 7 (略)

8 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に掲げる船舶若しくは施設又は同条の国土交通省令で定める場所に立ち入り、オイルフェンス、薬剤その他の資材を検査させることができる。

9 10 (略)

(権限の委任)

第五十三条 この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 地方運輸局長又は管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して油を排出した者
- 二 第九条の二第一項(第九条の六第一項において準用する場合を含む)

む。) の規定に違反して、有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

三 第十条第一項の規定に違反して、廃棄物を排出した者

四 (略)

五 第十八条第一項の規定に違反して、油等を排出した者

六 (略)

七 第十九条の二十一第一項の規定に違反して、燃料油を使用した者

八 (略)

九 第十九条の二十六第一項又は第二項の規定に違反して、油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

十 (略)

十一 第三十九条第三項若しくは第五項、第四十条、第四十二条の第二

四項、第四十二条の第三項又は第四十二条の四の第二項の規定による命令に違反した者

十二 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

2 (略)

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の六第四項の規定に違反して、未査定液体物質を輸送した者

二・三 (略)

四 第十九条の四十四第一項から第三項までの規定に違反して、船舶を航行の用に供し、又は国際航海に従事させた者

五 第二十条第一項の規定に違反して、廃油処理事業を行った者

六・七 (略)

む。) の規定に違反して有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

三 第十条第一項の規定に違反して廃棄物を排出した者

四 (略)

五 第十八条第一項の規定に違反して油又は廃棄物を排出した者

六 (略)

七 第十九条の二十一第一項の規定に違反して燃料油を使用した者

八 (略)

九 第十九条の二十六第一項又は第二項の規定に違反して油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

十 (略)

十一 第三十九条第三項又は第四十条の規定による命令に違反した者

十二 第四十三条第一項の規定に違反して船舶等を捨てた者

2 (略)

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条の四十四第一項から第三項までの規定に違反して船舶を航行の用に供し、又は国際航海に従事させた者

四 第二十条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行った者

五・六 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

六 第十九条の二十五の規定に違反して、船舶を航行の用に供した者

七・八 (略)

九 第三十八条第一項から第五項まで、第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

十 (略)

十一 第三十九条の四第一項又は第三十九条の五の規定に違反した者

十二 十四 (略)

十五 第四十三条の七第一項の規定に違反して、薬剤を使用した者

第六十一条 第十条の十第四項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の三又は第二十八条第五項若しくは第二十九条(これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。)、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一 (第九条の七関係)

一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

表 (略)
二 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について三年以上の実務の経験を有する者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

六 第十九条の二十五の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

七・八 (略)

九 第三十八条第一項から第五項まで、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

十 (略)

十一 第三十九条の四第一項の規定に違反した者

十二 十四 (略)

十五 第四十三条の七第一項の規定に違反して薬剤を使用した者

第六十一条 第九条の六第二項、第十条の十第四項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の三又は第二十八条第五項若しくは第二十九条(これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。)、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一 (第九条の七関係)

一 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

表 (略)
二 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について三年以上の実務の経験を有する者

三
(略)

三
(略)

改正案	現行
<p>第二十五条 港内又は港の境界付近において発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を、特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつては最寄りの管区海上保安本部の事務所^{の長又は港長に報告しなければならない。}ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の第一項、<u>第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については報告をすること</u>を要しない。</p>	<p>第二十五条 港内又は港の境界付近において発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を、特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつては最寄りの管区海上保安本部の事務所^{の長又は港長に報告しなければならない。}ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、<u>当該通報をした事項については報告をすることを要しない。</u></p>

改正案	現行
<p>（海難が発生した場合の措置） 第三十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項、<u>第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。</u></p> <p>3（略）</p>	<p>（海難が発生した場合の措置） 第三十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項又は<u>第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。</u></p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）<u>第四十三条の五</u>第一項に規定する排出油等の防除に関する計画</p> <p>十二・十三 （略）</p>	<p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）<u>第四十三条の二</u>第一項に規定する排出油の防除に関する計画</p> <p>十二・十三 （略）</p>

改正案

現行

<p>（適用除外等） 第二十三条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。</p>	<p>（適用除外等） 第二十三条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。</p>
<p>一～六（略）</p>	<p>一～六（略）</p>
<p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律第三条第三号に規定する 海洋施設等（廃油処理施設を除く。 以下単に「海洋施設等」という。） である特定施設を設置する工場又は 事業場から排出水を排出し、又は特 定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律第三十八条第三号に規定 する海洋施設等（廃油処理施設を除 く。以下単に「海洋施設等」とい う。）である特定施設を設置する工 場又は事業場から排出水を排出し、 又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>
<p>八（略）</p>	<p>八（略）</p>
<p>3～6（略）</p>	<p>3～6（略）</p>

改正案

現行

（適用除外等）
 第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。

（適用除外等）
 第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の相当規定の定めるところによる。

2 5 （略）	一～四（略）		
	五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第二十三条

2 5 （略）	一～四（略）		
	五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第三項に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第二十三条

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十一条中「<u>第十七条</u>、<u>第十八条の二</u>」を「<u>第十条の十第四項</u>（<u>第十八条の二第三項及び第四十三条の四</u>において準用する場合を含む。）」、<u>第十八条の三</u>」に改める。</p>	<p>第六十一条中「<u>第十七条</u>、<u>第十八条の二</u>」を「<u>第十条の十第四項</u>（<u>第十八条の二第三項及び第四十三条の四</u>において準用する場合を含む。）」、<u>第十八条の三</u>」に改める。</p>

改正案	現行
<p>（地方整備局）</p> <p>第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百十四号、第一百十六号、第二百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務</p> <p>三 一六 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>（北海道開発局）</p> <p>第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、</p>	<p>（地方整備局）</p> <p>第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百十四号、第一百十六号、第二百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務</p> <p>三 一六 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>（北海道開発局）</p> <p>第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四条第三号、第六号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、</p>

第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百十三号、第一百十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三〇六（略）

二〇五（略）

（地方運輸局）

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第一百号まで、第一百四十四号、第一百十六号及び第二百二十八号に掲げる事務を分掌する。

二〇（略）

第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百十三号、第一百十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三〇六（略）

二〇五（略）

（地方運輸局）

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第一百号まで、第一百四十四号、第一百十六号及び第二百二十八号に掲げる事務を分掌する。

二〇（略）